

市有施設の開館に向けたガイドライン

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日改正）及び当地域の感染状況等を踏まえ、現在閉館している市有施設について、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じたうえで、施設の特性等を勘案し、5月21日以降、段階的に施設を開館する。

なお、各施設の開館にあたっては、施設の性質や利用状況などが異なることから、本ガイドラインの趣旨を踏まえたうえで、その実態に応じた対策を行うことができるものとする。

また、緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）も参考とするものとする。

1 施設管理者が講じるべき措置

（1）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議などで示されている「三つの密」を避けるための取組の徹底

ア 換気の悪い密閉空間としない

厚生労働省の手引きを参考に、各施設の状況に応じた換気運用方針を定め、定期的に窓の開放による換気又は機械換気を行う。

イ 多数が集まる密集場所としない

入場者の制限や誘導等を行うことにより、人と人との距離を2m程度空けるよう徹底する。

ウ 間近で会話や発声をする密接場面としない

施設内における近距離での会話や大声を出すこと、歌うことを避けるよう注意を促す。

（2）ウイルス飛沫・付着予防対策の実施

アルコール消毒類やアクリル板等の設置、利用者の手洗いの徹底や接触箇所の消毒等の必要な対策を実施する。

不特定多数の人が触れる「ドアノブ、電気スイッチ、電話」の3つのDをはじめとする高頻度接触部位について、除菌及び接触後の手洗いによる接触感染防止を促す取り組みを実施する。

(3) 利用者の健康状態の把握等

サーモカメラ、非接触型体温計の活用や体温等健康状態の申告等により、利用者の健康状態の把握に努め、発熱時等における利用の自粛を促す。

(4) 感染追跡調査を可能とするための措置の実施

感染者の施設の利用が明らかになった場合に備え、アプリケーションの活用や利用者の自己申告などにより、利用者への連絡手段の確保に努める。

(5) 施設職員の感染防止対策の実施

職員の健康状態の把握等に努めるとともに、マスクの着用や手洗いの励行等により感染予防対策を行う。

(6) 市内保健センターとの連携

感染者による施設の利用が明らかになった場合には、速やかに各区保健センターに連絡を取り、感染追跡調査の実施に協力するとともに、各施設内の消毒作業など必要な措置について助言を受けるものとする。

2 貸施設における使用責任者が講じるべき措置

施設管理者と協議したうえで、上記1 (1)～(6)に掲げられた措置を講ずるとともに、感染者による施設の利用が明らかになった場合には、施設管理者に速やかに連絡をするものとする。

3 利用者をお願いする事項

- (1) できるだけ人と人の距離を空け、近距離での会話や大声を出すこと、歌うことを避ける。
- (2) 手洗いやうがいを行き、できる限りマスクを着用するなど、ウイルスの飛沫・付着を予防する。
- (3) キャッシュレス決済導入施設については、積極的にキャッシュレス決済を利用する。
- (4) 発熱や咳、倦怠感などの体調不良時には施設の利用を自粛する。
- (5) 感染追跡調査を可能とするため、アプリケーションの使用や連絡先の申告など連絡手段の確保に協力する。
- (6) 感染者と接触した可能性がある場合には、保健センターの実施する感染追跡調査に協力する。